

## 廃止・休止・再開届出の提出方法について

介護保険法の定めるところ（介護保険法 第 75 条，第 82 条，第 115 条の 5）により，事業の廃止・休止・再開の際は県知事に届け出なければなりません。各届出の提出にあたっては提出方法を確認の上，御提出ください。

### 【居宅サービス事業・居宅介護支援事業】

\*介護予防事業所，医療みなし事業所，施設みなし事業所を含む。

① 提出書類：様式第 4 号（第 5 条関係）廃止・休止・再開届出書 1 部

※訪問看護事業の場合は，2 部提出願います。

② 提出期限：廃止・休止 …廃止，休止する日の 1 ヶ月前まで  
再開 …再開前

③ 提出先：笠間市 福祉部 高齢福祉課 介護グループ  
〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目 2 番 1 号

### 提出にあたっての注意点

- \* 介護予防サービスの指定を受けている場合は，各様式のサービスの種類の欄に介護予防のサービスも併せて御記入ください。
- \* みなし指定を受けている事業所であっても，休止・廃止・再開の状態になった場合は，速やかに該当する届出を行ってください。
- \* サービスの提供を受けていた者がいる場合は，届出書の欄に，対象者ごとに新たな事業所への移行状況を記入してください。枠が不足する場合は，別紙にて作成してください。（＜参考＞平成 15 年 8 月 25 日付け介保第 1 7 4 4 号「指定取消に伴う今後の申請等取扱いについて(通知)」）

休止届

休止予定期間の限度は1年間です。ただし，指定の有効期限満了日が休止年月日から1年以内の場合は指定の有効期限満了日までとなります。

再開届

人員等各種体制に変更がある場合は，変更届及び介護給付費算定に係る体制等に関する届出も提出してください。

変更及び休廃止，再開等に係る届出様式については，ホームページからダウンロードすることができます。